

2021年11月8日

にじの会利用者・ご家族の皆様
関係者の皆様

社会福祉法人にじの会
理事長 石崎 優仁

新型コロナウイルス感染対策・今後のにじの会の取組みー17

新型コロナウイルス新規感染は、9月以降急速に収束してきて、緊急事態宣言等の全面解除が行われた後も減少傾向が続いています。これはワクチン接種の進行とコロナウイルスの自壊によると分析されていますが、新変異株の流入の危険と秋冬期の乾燥により12月以降は宣言解除での行動活発化の影響もあり第6波の感染再拡大が危惧されています。この低減時期に医療体制の整備とPCR検査体制の拡大が期待されます。

にじの会では、引続き毎月1回の一斉PCR検査を実施しており11月上旬まで利用者・職員全員の陰性確認ができています。また、コロナワクチン接種は、にじの会では、ほぼ全利用者の2回接種が完了し、職員についても95%以上が2回完了済の状況です。

ワクチンは発症や重症化の防止には有効だが感染防止力は不十分な事や時間経過による抗体量の低下が判明してきております。施設内感染防止には引続きPCR検査を定期的に実施し、感染予防策を続ける必要があり、ワクチンの追加接種も来年必要になると考えております。また、利用者・職員の陽性者発生の場合もBCP計画に沿って対応し施設内感染を防止できるよう感染発生時の検査・医療・隔離等の体制も引続き準備しています。

現在、市中感染が沈静化している状況から、にじの会の当面の事業運営は、感染予防策を維持しながら活動の幅を徐々に回復していく方向となります。皆様のご協力を引続き宜しくお願いいたします。

1) 11月以降の事業運営は以下の通りですが、感染状況により変更の可能性もあります。

1. 行事等の予定

- | | | |
|--------------|-----------|-------------------|
| ①スポーツ大会 | 11月19日(金) | 野外(都立公園等)で実施 |
| ②家族連絡会(日中参観) | 12月3日(金) | 参観は中止し資料配布 |
| ③クリスマス会 | 12月24日(金) | 事業所別に実施 |
| ④成人式 | 1月7日(金) | 式のみ実施 |
| ⑤家族連絡会(全体会) | 3月26日(土) | 外部会場(三鷹産業プラザ等)で実施 |

2. 短期入所事業

- ①現在利用開始日前1カ月以内のPCR検査陰性確認者に限定して受入れています。

にじの会通所利用者及び利用開始日の前1カ月以内の陰性確認者に限定した受入れを当面継続します。

3. 就労事業の営業時間

- ①ハーモニーガーデンの11月の営業は、火～金を17時までとし、土曜日は19時半までにします。
- ②オーソレミオは17時まで、大沢ハーモニーは16時半までの営業を継続します。

4. 地域貢献事業

- ①買い物送迎支援事業は週2回の買い物送迎支援と週1回の買物代行を9月まで実施していましたが、10月以降は週3回の買い物送迎支援を復活しています。
- ②三鷹市内のこども食堂に月2回ハーモニーのパン・惣菜の無償提供を開始しています。

2) 11月以降のPCR検査実施予定については以下の通りです。

1. 一斉PCR検査は全利用者・役職員対象に来年1月まで毎月1回実施します。
(就労事業のショップ・レストラン従事者は月2回実施します。)
2. 生活施設職員の毎週PCR検査は都の現物支給が12月まで継続されます。
(障害者支援施設大沢にじの里・ホーム3カ所の職員対象)

3) 11月以降も継続する感染予防策

以下の感染予防策は継続して実施してまいります。

1. 通所利用者の感染予防策

- ①毎朝検温し平熱でないとき、咳等の症状があるときは自宅で静養し、必ず通院し医師の判断でPCR等の検査を受けてください。
- ②通所時は交通機関が混雑する場合は時差通勤し、マスク着用を徹底してください。
- ③夜間や週末の外出は人混みを避け、手指消毒や手洗い等の予防策を励行してください。旅行や外食は安全を確保できる場所・方法で行ってください。(別紙参照)
- ④ご家族で体調が異常な方がいる場合、感染者と接触の可能性のある方がいる場合は、にじの会に連絡し通所は自粛してください。
- ⑤通所利用中は、手洗い・マスク着用の励行と登所時の検温を実行してください。
- ⑥送迎車利用時は、乗車前に検温・手指消毒を実行してください。

2. 入所・入居利用者の感染予防策

- ①毎日、朝・昼・夕の検温実施し、平熱でないときや咳等の症状があるときは活動を自粛し、配置医の診察・抗原検査等を受けるか通院を行います。
- ②毎日、手洗い・手指消毒を励行します。可能な人はマスク着用を行います。
- ③週末等の外出は、人混みを避け、安全な場所への外出とします。(別紙参照)
- ④週末等の帰宅時は、人混みへの外出は避け、外食も安全な店・場所でお願ひします。旅行は安全を確保できる行先・方法で行ってください。(別紙参照)

- ⑤ご家族の帰宅時送迎や面会の時は、事前に時間予約し玄関での送迎や会議室での面会とし、許可された衣替えでの入室以外はフロア内に入らないようにしてください。(別紙参照)

3. 外部者の施設入館の制限

- ①利用者の活動を指導する顧問・囑託の人は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って活動に参加していただきます。
- ②外部からの研修（公務員研修・施設交流研修等）は当面休止を継続します。
- ③特別支援学校等からの実習は、打合せの上、安全な方法で実施します。
- ④ハーモニー見学会は、安全な人数・方法で実施します。
- ⑤職員採用・利用希望者等の面接・実習は、随時、安全な方法で実施します。
- ⑥物品配達は玄関での受け渡しとし、マスク着用で実施します。
- ⑦施設内での作業（修理・点検等）者は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って作業を行います。
- ⑧施設内での取材希望については、取材者の感染防止策を検討し安全な場合は許可します。

4. 日中活動時の感染予防策

- ①支給金外出・事業所メンテ活動等の施設外活動は、安全な場所への外出に限定します。(別紙参照)
- ②外部の体育館等の使用は、安全な方法で実施します。(別紙参照)
- ③昼食時は食堂での3密を避けるよう、各工房での食事や時差昼食等を実施します。

以上のように、手洗い励行（手指消毒）・マスク着用・人の間隔確保・タッチポイント消毒を重視し、密集・密閉・密接の3密防止と換気の励行、外部での人との接触を減らす方法で、接触感染・飛沫感染を中心に感染予防策を継続していきます。

*別紙参照は、別紙「新型コロナウイルス感染者数低減状況により制限を緩和する事項」によります。